

教育原理11

令和4年6月13日（月）

八戸学院大学短期大学部幼児保育学科

教育行政および学校経営の基礎

教育行政の基盤にある法的枠組み

保育・幼児教育行政のこれから

学校経営—学校はどのように管理運営されているか—

1. 教育行政の基盤にある法的枠組み

1. 日本国憲法

第26条

「教育を受ける権利」「普通教育を受けさせる義務」「義務教育の無償」を掲げる。

→この第26条を保証するため、「教育基本法」「学校教育法」をはじめとする数多くの法令等に基づき、学校教育が設置、管理されている。

1.日本国憲法

<この憲法をもとに議論されてきたこと>

教育権の所在（国家か国民か）、義務教育の無償の範囲、教育の機会均等、教師の教育の自由、親の教育権、宗教教育 など

→これらは、憲法19条「思想および良心の自由」、第20条「信教の自由」、第21条「集会・結社・表現の自由、検閲の禁止、通信の秘密」、第23条「学問の自由」、第89条「公の財産の用途制限」などの解釈について議論されてきた。

2.教育基本法

- 日本の教育法制の土台として掲げられた。
- 2006年（平成18年）にその全部が改正された。

<改正前から継続して規定されたもの>

義務教育、学校教育、社会教育 など

<改正により新たに規定されたもの>

大学、私立大学、家庭教育、**教育の機会均等、**

幼児期の教育

教育基本法第4条2項

教育基本法第4条 2項

「合理的配慮の提供」とは？

役所・会社・お店などの事業者に対して、障害のある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応すること（事業者に対しては、対応に努めること）を求めています。（内閣府・障害者差別解消法ポスターより、一部修正して引用。）

とが求めらる！

→上記・解消法では合理的配慮の提供が目指されています。

小学校1年生のルイ君（仮名）の事例

- ① ルイ君は、小学校の特別支援学級に通学しています。
- ② 主訴は発達障害で、友達との関係性によって、攻撃をしたりされたりすることでトラブルになることが多いお子さんです。
- ③ トラブルになってしまうと、授業が中断してしまい、学習が進んでいかない状況がよく見られます。
- ④ 小学校では、ルイ君に対する合理的配慮として、11時までを教育時間とし、早めに帰らせるようにしています。

🌐 教育基本法第11条

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることにかんがみ、国及び地方公共団体は、幼児の健やかな成長に資する良好な環境の整備その他適当な方法によって、その振興に努めなければならない。

3. 学校教育法

- ① 学校教育法は、**学校教育に関する基本的事項を総合的、体系的にまとめたもの。**
- ② 1947年に、旧教育基本法と同時に成立し、2006年の教育基本法改正に合わせて、2007年に改正された。
→学校種として、幼稚園が最初に表記されるようになった。

3. 学校教育法

「学力の3要素」と「資質・能力」

2007年の改正学校教育法第30条の2において、学力の3要素が示された。

→「基礎的な知識および技能」「思考力、判断力、表現力その他の能力」「主体的に学習に取り組む態度」という3要素は、2017年告示の学習指導要領における「資質・能力」（次頁）につながる。

3. 学校教育法

- 学校教育によって育成を目指す「資質・能力」
 - 「知識および技能」
 - 「思考力、判断力、表現力」
 - 「学びに向かう力、人間性等」

4.学校教育を機能させるそのほかの主な関係法令

🌀 学校教育施行令

内閣が制定する政令であり、学校教育法をより具体化するものである。主に、義務教育に関する就学義務規定や、認可・届出事項等を定めている。

🌀 学校教育法施行規則

文部科学大臣が制定する省令であり、学校の設置廃止等、校長・副校長・教頭の資格、公簿等の管理、各学校の詳細（設備編成、教育課程、学年や授業日、職員、学校評価等の細目）を定める。

4.学校教育を機能させるそのほかの主な関係法令

🌐 その他

児童の権利に関する条約、各学校の設置基準（幼稚園設置基準、小学校設置基準など）、学校保健安全法、私立学校法、教育公務員特例法、地方公務員法、教育職員免許法、地方教育行政法 ほか
→国だけでなく、教育行政における地方自治体の役割の重要性が高まり、条例（自治体の議会立法）の比重が増してきている。

II. 保育・幼児教育行政のこれから

1. 認定こども園制度の誕生

幼児教育を担う機関として

幼稚園、保育所がこれまで主に担ってきたが、その二つの機能を併せ持つ、認定こども園も制度化され2006年より開始された。

2.子ども・子育て支援新制度と幼保連携型認定こども園の創設（2015年）

その背景として

少子化、共働き世帯の増加による幼稚園需要の減少と保育所における待機児童の増加を解消するために認定こども園制度が生まれたが…

→当初は課題が山積した。

2.子ども・子育て支援新制度と幼保連携型認定こども園の創設

「認定こども園制度から、子ども・子育て支援新制度へ」

→質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大・確保、地域の子供・子育て支援の充実

→幼保連携型認定こども園の創設

3.保育・幼児教育の「独自性」を守るために

保育・幼児教育の独自性って？

「環境を通して行う保育」「幼児期にふさわしい生活の展開」「遊びを通しての指導」「幼児一人一人の特性に応じた指導」

→こうした「独自性」を制度として保障して行くことが求められる。そうしないと…

3.保育・幼児教育の「独自性」を守るために

保育・幼児教育施設の学校化
義務教育およびその後の教育の「準備施設」

3.保育・幼児教育の「独自性」を守るために 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の 役割

- ④ 小学校教員が、保育・幼児教育の独自性を理解する機会がこれまで以上に必要とされることになる。
- ④ 保育・幼児教育の独自性を理解し合う交流の場として捉えていけるようになる。

Ⅲ.学校経営

—学校はどのように管理運営されているか—

1.近年の改革動向

<学校評価の位置付け>

自己評価、学校関係者評価、第三者評価の導入

→達成状況や取組を評価し改善を図る。

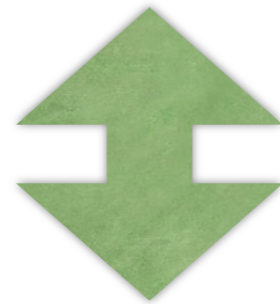
→説明責任を果たし、保護者等の理解と参画を得て、学校・家庭・地域の連携協力による学校づくりを進める。

→一定水準の教育の質の保証と向上を図る。

1.近年の改革動向

<競争と選択の導入>

学校選択の自由を認める「学校選択制」の導入
→いじめ問題への対応や学校独自の活動の発展



→学校の序列化や学校間格差が生じる危険性も

1.近年の改革動向

<参加による改革>

学校経営に保護者、地域住民の意向や要求を直接的に反映する。～学校評議員制度（2000年～）

→校長が学校運営に際して、特色ある教育活動の展開に結びつけることを意図したものであった。

2.教職員制度改革

教科書P139を参照のこと。

「職員会議って、何？」（学校においては…）

学校長（園長）の意向を教職員に諮り、その審議を参考にして、学校長が（園長）が決定するために開催する会議のこと。

→学校経営における学校長（園長）の権限が強い。

3. チームとしての学校

学校の中で、様々な役割を担う人材が、互いの役割を理解し合い助け合いながら教育に当たる、という意識が求められるようになってきた。

→こうした資源をマネジメントするスキルも、学校経営者には求められるようになった。

参考文献

1. シリーズ知のゆりかご「いまがわかる教育原理」

第10章 教育行政および学校経営の基礎

西本望編 2018年 株式会社みらい